

平成30年4月16日

筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）
平成30年度海外武者修行支援プログラム募集要項
（平成30年4月期募集）

筑波大学（以下「本学」という。）学生の積極性と企画力・実行力の向上及び自立性の向上を図るため、任意構成の学生グループ（以下「学生グループ」という。）が自らの企画により海外での交流・研修活動等、武者修行などの目的のために海外展開を希望する学生グループで、海外武者修行支援プログラム（以下「海外武者修行」という。）による支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する学生グループは下記により申請してください。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は次の(1)～(4)に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 平成30年4月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者（休学中の者を除く。）で海外において交流・研修活動を行う優れた企画と発表能力を有する任意構成の学生グループ（1学生グループの人数：数人～7人程度）
- (2) 本学学生の積極性と企画力・実行力の向上及び自立性の向上を図ることを目的とし、計画が明確で、武者修行による教育的効果が期待される学生グループ。
- (3) 海外武者修行の企画立案にあたり、主に渡航先との連絡調整や学生グループが自らの企画を行う際に助言などを行う世話人教員となる本学教員から推薦を受けること。
- (4) 学生グループに参加予定の学生は、海外武者修行支援プログラムに構成員として参加することについて所属する教育組織の長の承認を必ず得ること。

2 対象期間

原則として、平成30年7月1日以降に出発し、平成31年2月28日までに帰国するもので、活動期間は2週間以内とします。

3 採用企画

原則として15企画とし、優れた企画の申請があった場合は予算の範囲で採択することができるものとします。

4 支援金支給の内容

支援金は、採択された用務に対して本邦を発着する旅費の一部として1人あたり上限20万円とし、地域指定額（東アジア8万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州15万円、その他20万円）を、原則として海外武者修行のために渡航する前に支給し、帰国後に精算を行います。

おって、筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金（奨学金を含む。）を申請している場合は、その旨申し出てください。

(注意) 「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ!筑大生)」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費(運営費交付金)、又は使用可能な外部資金を旅費として合算使用することは妨げません。(外部資金を使用する場合は、使用目的等を十分に確認してください。)

なお、「筑波大学海外留学支援事業(はばたけ!筑大生)」による支援のほかに、学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞退若しくは採択を取り消すものとします。

さらに、申請後に、取り消し又は辞退することとなった場合は、支給した支援金の全額を返納してください。

5 出願に必要な書類

学生グループの代表学生は、世話人教員となる本学教員の推薦の確認を受けたうえで、次の書類を提出してください。

- (1) 筑波大学海外武者修行支援プログラム申請書(様式1)
- (2) 筑波大学海外武者修行支援プログラム申請グループ構成員一覧(様式2)

6 出願書類提出期限及び提出先

学生グループの代表学生は、出願書類を平成30年5月18日(金)17時までに学生グループの代表者が所属する教育組織の対応を行うエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。

7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、グローバル・コモンズ機構国際交流支援部門企画・審査委員会が行う申請書に基づく書類審査、海外での交流・研修活動(海外で実現したい企画)に係るプレゼンテーション(平成30年6月1日(金)実施予定)の審査結果を総合して選考を行います。プレゼンテーションには、学長、副学長などの大学役員及びその他関係者が出席予定です。採否は、学長が決定後、学生グループの代表学生が所属する教育組織の長を通じて通知します。

採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取り消すことがあります。

8 報告書の提出、報告会の開催など

海外武者修行においては、帰国後に帰国報告会等を行うものとします。

- (1) 学生グループは、世話人教員の確認を得て海外での交流・研修活動等の終了後2週間以内に活動報告書(様式3-1)及び実績報告書(個人)(様式3-2)を提出してください。また、海外での交流・研修活動等の終了後1か月以内に報告書(様式4)(A4版5枚以上)を提出してください。

なお、実績報告書(個人)(様式3-2)は単位取得の希望(第9項)の有無に関わら

ず構成員全員が提出してください。海外武者修行の実施日程が帰国報告会の直前となる場合は、提出期限の「2週間以内」を「2月末日まで」と読み替えてください。

- (2) 海外での交流・研修活動等の終了後に実施する帰国報告会の内容、提出資料や報告書は本学の活動の一環として広報等で公開する場合があることを承知してください。
- (3) 活動報告書及び報告書の作成並びに帰国報告会の準備は、学生グループの構成員全員で臨み、帰国報告会には原則として学生グループの構成員全員が出席してください。

9 海外武者修行参加者の単位取得希望について

採択となった企画の構成員のうち、単位取得を希望する者に対して、次の授業科目としてプレゼンテーションから海外武者修行の実施、報告書の提出及び帰国報告会までを対象とした評価を行います。

大学院学生にあっては大学院共通科目「国際インターンシップ」

(科目名を「大学院海外武者修行」に変更予定)

学群学生にあっては自由科目(特設)「海外武者修行」

なお、単位取得を希望する者は、海外武者修行支援プログラム申請グループ構成員一覧(様式2)の「単位取得希望の有無」に記入すると共に、第7項の海外での交流・研修活動(海外で実現したい企画)に係るプレゼンテーションの出席、海外武者修行の実施、前項の実績報告書(個人)(様式3-2)の提出及び帰国報告会への出席を必須とします。履修登録は、帰国報告会出席をもって登録とします。

10 その他

(1) 出願書類の様式は、専用のウェブサイトからダウンロードが可能です。

(URL <http://www.tsukuba.ac.jp/global/scholarship.html>)

(2) 海外渡航の際には、海外渡航届を必ず提出してください。なお、海外渡航届の提出がない場合は、支援金の支給を保留することがあります。

(3) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「旅レジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険(学研災)の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

11 本件に関する問い合わせ先

学生部学生交流課(海外留学)

電話 029-853-6067

電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp